

家庭的保育事業 保育アトリエ こどもな一と 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社な一と
所在地	大阪市東淀川区瑞光 1-8-12-G
電話番号	06-6990-3511
代表者氏名	代表取締役 和泉 誠

2 事業所の概要

施設の種類	家庭的保育事業
施設の名称	保育アトリエ こどもな一と
施設の所在地	大阪市東淀川区瑞光 1-15-25-1F
連絡先	電話番号 06-7898-7576 FAX 06-7898-7576
管理者	施設長 渡邊 春美
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認可定員	0歳児 1人 1歳児 2人 2歳児 2人
利用定員	満1歳以上満3歳未満の児童 4人 満1歳未満の児童 1人
開設年月日	平成27年 4月 1日
事業所番号	

3 事業の目的・運営方針

保育アトリエ こどもな一と（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造3階建のうち1階
	延べ面積	32.69 m ²
屋外遊戯場		瑞光寺公園10092m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	室	下記に含む
保育室(又は遊戯室)	1室	
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) レッジョエミリアアプローチをベースにした環境づくり、子どもの視点からの物事の捉え方を大切にしています。(例:自由にラクガキできるスペースやプロジェクタを使った光と影の遊びなど)

(3) 毎週1回の英会話レッスン

6 職員の職種、員数及び職務の内容

(

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長兼家庭的保育者	園務をつかさどり、園児の保育を行う	1	1	0	
家庭的保育補助者(代替可)	家庭的保育者を代替及び助け、園児の保育を行う	2	0	2	
家庭的保育補助者	家庭的保育者を助け、園児の保育を行う	2	1	1	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長兼家庭的保育者	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
家庭的保育補助者(代替可)	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
家庭的保育補助者	正規の勤務時間帯 (9:00～17:00)
調理員	正規の勤務時間帯 (9:30～15:30)

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育短時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定、保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食(自宅から持参したものに限り)に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障害児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障害のあるこどもとないこどもがともに育ちあうことを基本的な考え方として障害児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

ア、イ こまつ保育園

運営主体	学校法人 専念寺学園
所在地	大阪市東淀川区小松 3-5-15
連携内容	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・代替保育の提供
電話番号	06-6320-1331

ウ 認定こども園 小松幼稚園

運営主体	学校法人 専念寺学園
所在地	大阪市東淀川区小松 3-5-15
連携内容	当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6320-1331

ウ 菅原天満幼稚園

運営主体	学校法人 菅原天満宮学園
所在地	大阪市東淀川区菅原 2-3-27
連携内容	当園における保育の提供終了後の継続的な受入
電話番号	06-6328-6079

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	前田こどもクリニック
医院長名又は医師名	前田 一
所在地	大阪市東淀川区上新庄 2-15-18 旭丘ビル 4F
電話番号	06-6990-1115

(2) 歯科

医療機関の名称	徳永デンタルクリニック
医院長名又は医師名	徳永 浩
所在地	大阪市北区本庄西 1-13-19-1F
電話番号	06-6371-6480

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 有 ・非常警報器具・設備 無 ・スプリンクラー 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有 <ul style="list-style-type: none"> ・消火器 有 ・誘導灯 無 ・避難器具 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に12回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 和泉 誠 ・ご利用時間 7:30 ~ 18:30 ・電話番号 06-6990-3511 FAX 06-6990-3512 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 ・第三者委員 手良村 昭子 <p style="text-align: center;">teramura@at-clover.net</p>
-------------------	---

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載予定です。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害保険ジャパン
保険の内容	施設賠償責任保険
保険金額	5,000 円

21 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	0人	1人	0人
1歳児	3人	2人	2人
2歳児	1人	2人	2人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審・実施状況	受審・実施結果
第三者評価受審状況	未実施	未実施
自己評価の実施状況	毎年度実施	毎年度実施

23 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乘せ徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
英会話教室実施にかかる費用	子供の幼児教育、英語での教育の為	月額 3,500 円

入園時に帽子代として、1000 円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。